

令和 8 年第 3 回喬木村議会定例会

本会議（一般質問通告書）

令和 8 年 9 月 1 4 日（月）

令和 8 年第 3 回喬木村議会定例会一般質問

令和 8 年 9 月 1 4 日 午前 9 時 0 0 分開議

会場 ： 喬木村役場 議場

順序	氏 名	質 問 事 項
1	小川原 美智穂	○南海トラフ巨大地震等に備えた地域防災力向上について
2	櫻井 登	○村の「車両管理規定」及び「車両整備管理者等の服務規程」の村の評価と今後について ○公用車の「車両安全運行管理」の現状と対策について
3	清水 和文	○農村 R M O の取組について
4	福澤 眞理子	○九十九谷森林公園活用、整備について
5	湯澤 直幸	○こども家庭センターについて
6	福澤 一成	○令和8年熊本地震と村の地震対策について

令和 8 年 8 月 2 6 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 小川原 美智穂

質 問 事 項 1	南海トラフ巨大地震等に備えた地域防災力向上について
質 問 の 趣 旨	令和 7 年 3 月に公表された南海トラフ巨大地震の新たな被害想定について、令和 8 年 7 月、その長野県への影響を取り上げた報道に接した。 長野県内でも喬木村を含む 3 6 市町村で震度 6 弱以上の揺れが想定されている。 その中で、南海トラフ巨大地震のような超広域災害では、長野県は外部からの支援が直ちに届かず、一定期間自ら持ちこたえなければならない可能性があること、また、被害が比較的軽かった場合には、より甚大な被害を受けた地域を支援する側になるという、二つの視点から備える必要があるとの指摘があった。 この指摘を、村民一人ひとりが自分事として受け止める必要があると考える。 喬木村も被災する。しかし、すぐに誰かが助けてくれるとは限らない。まず自らの命を守り、家庭で備え、地域で支え合い、村として一定期間持ちこたえられる力をつけておかなければならない。 そして、喬木村の被害が比較的軽かった場合には、より甚大な被害を受けた地域を支援する役割を果たすことも求められる。 自らが備え、自らの地域を守ることができてこそ、他地域を支援することもできる。 災害が発生してから「あの時備えておけばよかった」と後悔するのではなく、平時から村民一人ひとりが災害を自分事として捉え、自ら考え、備え、行動する村を目指す必要がある。 村民全員で災害に備え、いざという時に自らの地域を守り、さらに必要な時には他地域を支援できる防災力を持つ村づくりを進めるべきとの考えから、行政の認識と今後の取組について伺う。
質問要旨と質問	令和 7 年 3 月に公表された南海トラフ巨大地震の新たな被害想定では、長野県においても、最悪の場合、死者約 8 0 人、全壊・焼失約 3, 1 0 0 棟と、従来の想定を上回る被害が示されている。 また、喬木村を含む長野県内 3 6 市町村が、震度 6 弱以上の揺れが想定される南海トラフ地震防災対策推進地域とされている。飯田下伊那においても多くの市町村が対象となっており、近隣自治体も同時に被災することを前提とした備えが必要となる。 8 月 3 0 日に開催された村の総合防災訓練では、震度 6 弱の地震

発生を想定し、避難、安否確認、情報伝達、避難所開設・運営等の訓練が行われた。

大規模災害への備えを「避難すること」ととどめず、村民一人ひとりが災害を「自分事」として捉え、平時から自分や家族に必要な備えを考え、いざという時には自ら判断し行動すること、さらに地域で支え合うことのできる防災力を身につける必要がある。

また、自らの地域が持ちこたえることができ、より甚大な被害を受けた地域を支援する力にもつながるとの考えから、以下について伺う。

1－1 南海トラフ巨大地震を「自分事」とする防災意識について

南海トラフ巨大地震の新たな被害想定について、村はどのように受け止めているのか。

また、喬木村では震度6弱以上の揺れが想定され、飯田下伊那の多くの市町村も同時に被災する可能性がある中、村民にその危険性や、超広域災害では外部からの支援が直ちに届かない可能性があることが、どの程度認識されていると捉えているのか伺う。

「自分のところでは大きな災害は起きない」「いざとなれば行政や誰かが何とかしてくれる」という意識ではなく、村民一人ひとりが災害を自分の身にも起こり得ることとして捉えることが、防災の第一歩と考える。

村民が災害を「自分事」として捉え、自ら考え行動する防災意識を高めるため、今後どのように取り組んでいく考えか伺う。

1－2 村民一人ひとりの「備える」を行動につなげる取組について

南海トラフ巨大地震のような大規模・広域災害では、公的な支援がすぐには届かないことも想定しなければならない。

そのため、村民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自分や家族には何が必要なのかを考え、平時から備え、行動しておくことが重要である。

村ではこれまでも、広報や防災訓練等を通じて防災・減災について周知・啓発を行っているが、「周知したこと」と「村民に伝わり、実際の行動につながったこと」は必ずしも同じではないと考える。

村民の防災意識や、家庭における食料・飲料水、携帯・簡易トイレ、停電対策、暑さ・寒さへの対策、家族との連絡方法など、災害時に自らを守るための備えや行動について、村は現状をどのように捉えているのか。

また、これまでの啓発が実際の行動にどの程度つながっているのかを把握し、村民一人ひとりが「知っている」だけでなく、「自分には何が必要か」「今、自分にできることは何か」を考え、実際の備えや行動につなげるため、今後どのような取組を進める考えか伺う。

1－3 「避難する訓練」から「自ら考え、生き抜くための訓練」について

8月30日に開催された村の総合防災訓練について、村はどのような目的を持って実施し、その成果と課題をどのように捉えているのか伺う。

災害は季節や時間を選ばない。

猛暑の中で地震が発生し、停電によってエアコンが使用できない場合、厳冬期に停電し暖房や燃料が確保できない場合、夜間に地震が発生した場合など、発災する季節や時間によって必要となる備えや対応は大きく異なる。

また、停電、断水、通信障害、道路寸断、物流や燃料供給の停滞など、複数の事象が同時に発生することも想定する必要がある。

避難や安否確認など現在行っている訓練に加え、例えば「猛暑時の地震」「厳冬期の地震」「夜間の地震」「長期停電」など、毎年具体的な状況やテーマを設定し、村民自身が「その時、自分ならどうするか」「何が必要になるか」を考え、実際に行動する状況想定型・体験型の訓練を取り入れるなど、「避難する訓練」から「自ら考え、災害を生き抜くための訓練」へ充実させていく考えはないか伺う。

また、地域によって人口構成、地形、避難経路、要配慮者の状況等は異なる。

自治会や自主防災組織においても、村から与えられた訓練を行うだけではなく、それぞれの地域で「自分たちの地域では何が起こり得るか」「自分たちには何ができるか」を考え、地域の実情に応じた訓練や取組を行えるよう、村として支援していく考えはないか伺う。

1-4 「被災する側」と「支援する側」の双方を想定した地域防災力について

南海トラフ巨大地震では、太平洋沿岸部を中心に極めて広範囲に甚大な被害が発生することが想定されている。

喬木村も震度6弱以上が想定される「被災する地域」であり、まずは村民一人ひとりが自らを守り、地域で支え合い、行政とともに村全体で一定期間持ちこたえられる防災力を持つ必要がある。

また、村内の直接的な被害が比較的軽かった場合でも、物流の停滞やガソリン、軽油、灯油等の燃料不足などにより、村民生活や行政機能に長期的な影響が及ぶことも想定される。

こうした超広域災害を想定し、村民生活を支えるとともに、消防、給水、避難所運営等の災害対応や行政機能を維持するため、物流・燃料供給の停滞等を含め、村としてどのような備えをしているのか伺う。

一方、喬木村の被害が比較的軽かった場合には、より甚大な被害を受けた地域に対し、人的・物的支援を行う「支援する地域」となることも想定しておかなければならない。

村として、「支援を受ける側」と「支援する側」の双方を想定した受援・応援体制について、どのような準備をしているのか。

また、村内の災害対応や行政機能を維持しながら、より甚大な被害を受けた地域を支援できる体制について、どのように考えているのか伺う。

令和 8 年 8 月 28 日

通告番号 2

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

質 問 事 項 1	村の「車両管理規定」及び「車両整備管理者等の服務規程」の 村の評価と今後について
質 問 の 趣 旨	「車両管理規定」第 1 条（目的）では、車両の管理、使用及び 事故に関する事項について、また、「車両整備管理者等の服務規 定」には、「道路運送車両法」第 50 条に規定する整備管理者の 服務規定の定めが明記されています。 これ等の現行規定をどのように認識され、評価されているの か、また、見直しの必要性について、お伺いします。
質 問 要 旨 と 質 問	1-1 これ等の規定は、公用車の運行及び管理につき、適正かつ 効率的な運用が前提となりますが、現実的な運用上の課題や 問題意識に対してどのように取り組まれてきたのか、そして 村の自己評価はどうか、お訊ね致します。 1-2 これ等の規定を評価され、見直しの必要性についての考え はどうか、例えば、規定を一本化して内容も一新するなど、 検討する必要があるように思います。見解をお訊ね致します。

質 問 事 項 2	公用車の「車両安全運行管理」の現状と対策について
質 問 の 趣 旨	「車両安全運行管理」を「客観的な運行管理」とするために、日常業務に使用する車両と特定車両（村長車・マイクロバス・ワゴン車）それぞれの「対応策」について、お伺いします。
質 問 要 旨 と 質 問	2-1 日常業務に使用する車両の「安全運行管理」は、現在どのように行っているのか。お訊ね致します。 2-2 特定車両（村長車・マイクロバス・ワゴン車）の「安全運行管理」については、現在どのように行っているのか。お訊ね致します。 2-3 特定車両には、より「客観的な運行管理」が必要と考えます。村の見解はいかがか、お訊ね致します。 2-4 特定車両には、より客観的な運行管理の手段として「D X 対応」（デジタコ）の活用が考えられます。村は導入を検討する考え方があるかどうか、お訊ね致します。 2-5 マイクロバスは一度に多くの人を乗せることから、事故災害が発生した場合、影響は計り知れないものとなります。事故を未然に防ぐためには、村として、どのように安全運行を考え、どのような対策が必要と認識されているのか、お訊ね致します。 2-6 「車両安全運行管理規定」を大前提としたうえで、長距離・長時間の運行には、安全運行の確保策として外部委託によるドライバー派遣を依頼する方法もあります。村はこのような方法を検討する考えはあるのか、お訊ね致します。

令和 8 年 8 月 31 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 清水 和文

質 問 事 項 1	農村 RMO の取組について
質 問 の 趣 旨	今後の農村 RMO の取組方針及び国の制度の変更に伴う対応はどうか。
質問要旨と質問	(1) 3 月議会において農村 RMO の今後の取組について一般質問されて、「1 団体勉強会の希望があり、他の地域に開催希望があれば、地区に出向いての勉強会が行えるように対応する。」、「農村 RMO を進めるにあたっては、地域にどんな課題があつてどのように取りくむのが良いのか、よく検討していただくことが重要なポイントになる。」等と答弁されています。農村 RMO の形成について、今後取組団体への積極的に助言指導していくとしていますが、1 点目として後継者不足で耕作者が高齢化しつつある中で、荒廃農地管理や農業用水の管理等にも苦慮している状況で、共同での作業の農地用地保全、2 点目として農業を核とした地域資源を活用するなどの経済活動、3 点目として生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織形成となりますが、農用地を保全する組織の発展型等の例とありました。8 年度における関係組織や団体等へのアプローチ等の具体的な取り組み状況はどうか。 (2) 当初の農村 RMO 事業の国の制度は、一般型で3年間事業の1年間基準額が1,000万円事業費で定額3,000万円、8年度事業は1年間基準額が500万円事業費で定額1,500万円との制度が、9年度採択からは地域連携型で変更になったと聞いているが推進事業内容の変更はあつたのか、基準額及び交付率の変更内容はどうか。

	(3) この変更された内容に伴う、今後関係者へ指導助言、事業の展開を進める上で、どのように新制度へ対応していくか、具体的なお考えがあればお伺いしたい。 (4) この制度は長野県も積極的に推進していると思います。このような制度変更に伴い、組織を形成するには農村RMOにも財政負担が必要となりますが、今後この組織形成を促進するためには、長野県の財政的な支援等も必要と思います。村として長野県へ財政的支援などを働きかけていくお考えがあるかお伺いしたい。 (5) この制度の活用な遊休農地の共同管理により、地域の自然環境の維持や防災対策に寄与すると考えます。農地のうち休田等で遊休農地の現況はどうか。 (6) 農村RMOを形成するには、国庫補助事業で間接補助となっていますが「多目的機能支払交付金事業 3組織」及び「中山間地域等直接支払交付金事業 9集落」の連携等が必要と思いますが、この団体において遊休農地の草刈等による保全がされていると思うが、どの程度保全されているかお伺いしたい。 (7) 農地の保全や自然保全の取組等を考えて、農地の管理においてこのような組織が大きな役割を果たしていると思いますが、農村RMOを形成するためには、このような組織の他、自治会、社会福祉協議会等の地域の組織へのアプローチし連携することなどが必要と思いますが、お考えをお伺いしたい。
--	--

令和 8 年 8 月 30 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤真理子

質 問 事 項 1	九十九谷森林公園活用、整備について
質 問 の 趣 旨	九十九谷森林公園は、くりん草の時期だけでなく癒しのスポットになると思う。整備と活用について村の考えを伺いたい。
質問要旨と質問	「九十九谷の歴史」によると、昭和初めに小川川流域に大災害があり、それから 20 年を超える治山の事業が行なわれ、その結果が現在の九十九谷だということである。70 年を超える歴史がある公園ということになる。くりん草園が知られるところとなり、多くの人が訪れる公園となった。古くなった看板を見ると、いくつかの洞があり、それぞれに春夏秋冬の散策コースやレクレーションゾーンの表示がある。 ①九十九谷森林公園はだれが、どのように管理しているか。村の関りはどのようなか。 ②喬木村緑化祭が毎年行われ、ここ数年は九十九谷森林公園で花木の植栽が行なわれている。かなりの数の花木が植えられたと思うが、その内容はどのようなか。 ③植えた時の目印の杭だけ残っているように見えるものもある。植栽後の管理はどのように行われているか。また植栽後の現状をどのように見ておられるか。 ④くりん草は、村の大事な観光資源になっている。くりん草に限らず、四季折々に訪れてもらい、楽しめる公園にと願う。村の一存では決められないことと承知しているが、九十九谷森林公園の今後どのようにしていきたいと考えておられるか。

⑤大きな案内看板が２か所にある。案内図の絵文字がひび割れたり、薄くなって見にくくなり、蔓が巻き付いたりしているが、状況に合うもの、見やすいものに設置し直すなど望みたい。村の考えを伺う。

⑥散策をしたり、休憩したり、多くの人に訪れてもらえる癒しのスポットになったらよいと考える。公園に東屋があるように休憩できる場所がほしい。簡易作業施設とされている建物がある。普段は物置のようになっているが、くりん草まつりの時など休憩場所として使用されていると聞いた。いつでもだれでも使えるようにならないかと考える。休憩場所として使用できるものか、関係機関・団体との調整はと思うが、村の考えを伺いたい。

令和 8 年 8 月 31 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 湯澤 直幸

質 問 事 項 1	こども家庭センターについて
質 問 の 趣 旨	こども家庭センターの役割と周知の現状を確認し、学校・保育園等との連携や訪問による支援（アウトリーチ）の充実について、村の考えを伺う。
質問要旨と質問	（質問要旨 1） こども家庭センターの役割について （質問 1） 喬木村では、こども家庭センターは子育て支援の中でどのように位置づけているか、その役割を教えてください。 （質問要旨 2） こども家庭センターの周知について （質問 2） 現在の周知方法をどのように評価していて、今後さらにどのように周知強化をしていく考えか教えてください。 （質問要旨 3） 訪問型支援（アウトリーチ）と学校・保育園等との連携について （質問 3） 今後、こども家庭センターにおいて学校や保育園等への訪問型支援（アウトリーチ）や関係部署との情報共有をどのように行っていく考えか教えてください。

令和 8 年 8 月 31 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤一成

質 問 事 項 1	令和 8 年熊本地震と村の地震対策について
質 問 の 趣 旨	地震災害対策に今後必要と思われる対策とは
質問要旨と質問	1-1 夏期の猛暑をハザードと捉えた避難所環境整備について 私は、去る 8 月 19 日から 4 日間、熊本県宇城市に避難所の運営支援として伺いました。移動は自家用車でいったため、実際の活動は中 2 日間のみでしたが、現地の状況を直接確認することができました。 現地では連日 35℃を超える猛暑日が続き、酷暑日に迫る日もありました。復旧に向けた作業は想像以上に厳しく、被災された方々や支援にあたる職員の負担は非常に大きいと感じました。 私が伺った「宇城市小川防災拠点センター」は、10 年前の熊本地震以降に整備された施設で、避難所機能に加え、周辺地域への支援物資の拠点としての役割を持ち、在宅避難者や車中泊避難者への支援も担っていました。 避難所には 125 名の被災者の方々が生活されており、発災から 3 週間が経過していました。平時とは全く異なる不便な生活環境ではあるものの、空調の効いた室内で穏やかに過ごされていました。もし空調設備がなければ、体力の消耗は著しく、熱中症の危険と隣り合わせとなり、避難所として成立し得ないほど厳しい環境であったと強く感じました。 一方、周辺の在宅避難者等への支援として、朝・昼・夕方の 1 日 3 回、食事の配布が行われていました。しかし、拠点センター周辺には日差しを遮る屋根などがなく、1 時間以上炎天下で待たざるを得ない状況が見られました。この点は、猛暑下での健康リスクの観点からも大きな課題であると

感じました。

私は今回の支援を通じて、「夏期の猛暑は、災害時の重大なハザードである」と強く認識し、特に、避難所における熱中症対策は、高齢者が住民の36%弱を占める本村にとっても今後の災害対応において急務であると思います

具体的には、

- 避難所への空調設備の導入、
- 空調設備がない施設を避難所として使用する際の運用方法の再検討、
- 避難所で在宅避難者が支援を受ける時の簡易な屋根・日除け等の設置、

こうした対策が早急に必要であると感じました。

本村においても、夏期の猛暑は年々厳しさを増しており、災害時には避難者の健康を守るための環境整備が不可欠です。

そこで伺います。

夏期の猛暑を災害時のハザードとして位置づけ、熱中症対策を中心とした避難所環境整備を進める必要があると考えるが、避難所への空調設備の導入、空調設備のない避難所の使用時期の限定や見直し、さらに在宅避難者支援のための屋根等の設置について、村はどのように考えているか。

1-2 避難所周辺へのマンホールトイレ用のマンホール設置と下水耐震化計画の連動について

災害時の避難所運営において、トイレ環境の確保は公衆衛生上きわめて重要だと思います。特に大規模災害では、仮設トイレの不足や汚物処理の遅れにより、衛生環境が急速に悪化し、災害関連死にもつながると言われています。

小川防災拠点センターの駐車場やその周辺には複数のマンホールトイレ用のマンホールが設置されていて、日本各地からの支援トイレカー等がそのマンホールへ直接配管されていました。マンホールトイレは、単に非常時のトイレとして使用できるだけでなく、トイレカーやトイレトレーラーから直接下水管へ排水することが可能であり、バキュームカーの巡回を必要としません。

その結果、

- 排泄物とトイレトペーパーの分別が不要となる

- 汚物の滞留が発生しない
- 避難所の衛生環境を安定的に維持できる

公衆衛生上非常に安心できる方式と思います。

また、村では下水配管の耐震化を計画的に進めると聞いておりますが、耐震化された下水管とマンホールトイレを避難所周辺に整備することで、災害時のトイレ機能を大幅に強化することができます。避難所の収容人数の増加や在宅避難者の支援にも直結する、極めて実効性の高い投資であると考えます。

そこで伺います。

下水配管の耐震化計画と連動し、避難所周辺にマンホールトイレを複数設置することが必要と考えるが、村はどのようにお考えか。

1－3 自宅で命を守る環境支援（住宅耐震・耐震シェルター等）の推進について

災害時に住民の生命を守るために最も重要な対策の一つは、住宅の耐震化であります。耐震化率が 100%に到達すれば、被害は 10 分の 1 にまで減少するとも言われております。

しかしながら、能登半島地震の被災地や、今回の熊本南部地域においても、住宅耐震化は高齢世帯の増加、費用負担の大きさなどから十分に進んでいなかったと報告されています。こうした状況は、本村においても同様ではないかと思えます。

昨年 7 月の私の一般質問で、住宅用耐震シェルターの導入推進について伺いました。その際、村からは「国・県による財政支援制度の創設を求める取り組みを継続したい」との答弁がありました。しかし、今回の熊本地震の甚大な被害を目の当たりにし、改めて、要配慮者世帯や高齢夫婦のみの世帯など、避難に時間がかかったり、世帯だけでは避難が困難な方々に対して、自宅で命を守る環境を整える支援が必要であると強く感じております。

住宅の倒壊は、住民の生命に直結する重大なリスクであり、住民が自宅で安全を確保できる環境整備は、災害対策の重要な柱であると考えます。

そこで伺います。

住宅耐震化や耐震シェルターの普及が進みにくい現状ですが、要配慮

	者世帯や高齢世帯などの住民が「自宅で命を守れる環境」を整えるための支援について、村としてどのように考えているか。
--	---